

第 4 編 事故災害対策編

— 目次 —

第1章 海上災害対策計画	
第1節 油流出等防除対策計画	1
第2章 鉄道災害対策計画	
第1節 災害応急対策	5
第3章 道路災害対策計画	
第1節 災害応急対策	9
第4章 危険物等災害対策計画	
第1節 災害予防対策	13
第2節 災害応急対策	14
第5章 林野火災対策計画	
第1節 災害予防対策	17
第2節 災害応急対策	19

第1章 海上災害対策計画

第1章 海上災害対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 油流出等防除対策計画	1 災害予防対策	全部局	1
	2 災害応急対策		1

第1節 油流出等防除対策計画

タンカー等船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

1 災害予防対策

市は、関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、海上保安部と連携し、油処理剤、オイルフェンス等の資機材を整え、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。

2 災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、市は、特に以下の点に留意しながら県、警察、海上保安部など関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

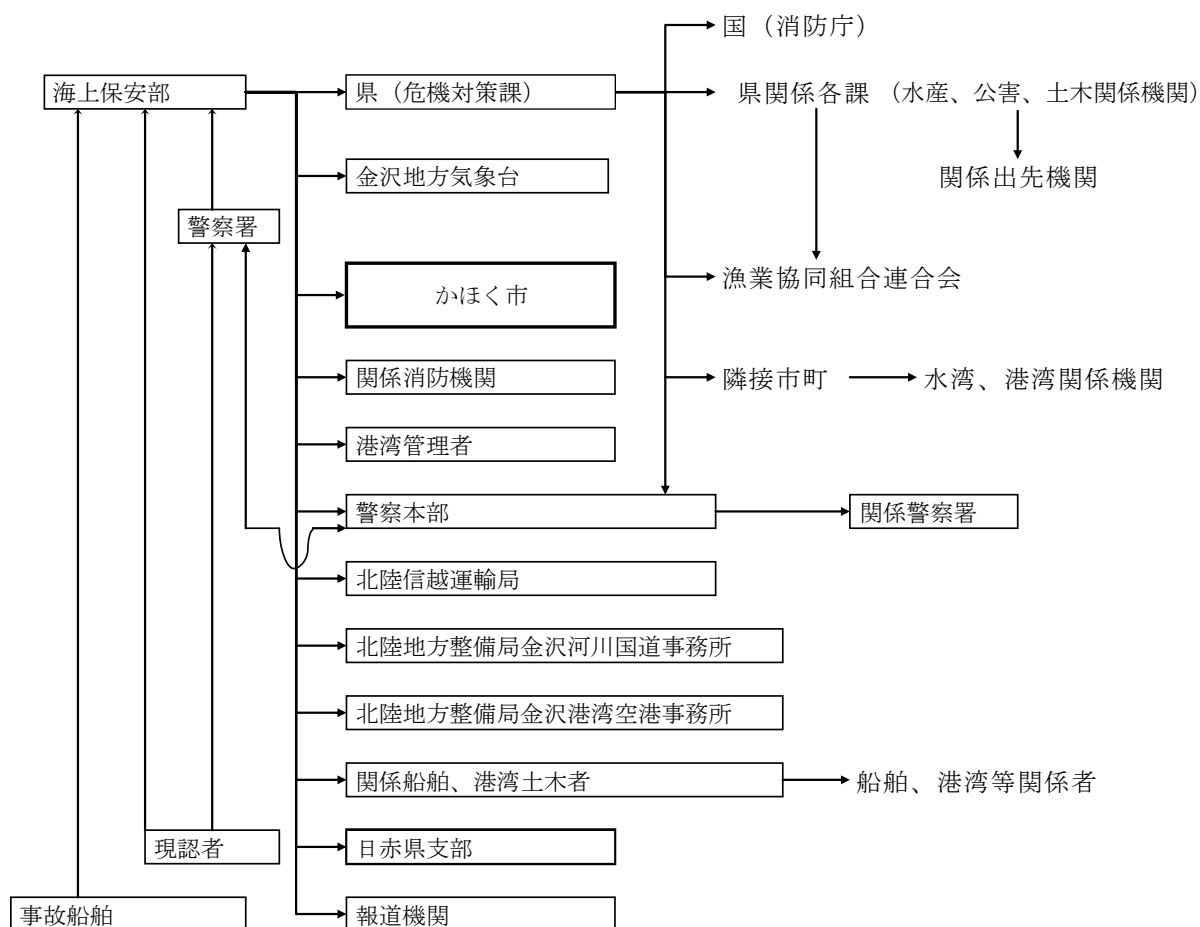
(1) 情報通信の実施

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次のように実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に県、警察、海上保安部など関係機関等と連絡をとり、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報の実施

油等大量流出事故災害等の広報は、＜第1編一般災害対策編第3章第7節「災害広報」＞の定めるところにより実施する。その際市は、報道機関を通じて、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について航行船舶、旅客及び市民等への広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性など地域に与える影響
- オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

市は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

市は、油流出等の海岸等への漂着に対応するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 消火活動

流出油等の海上火災発生時には、市は、火災状況等の情報収集に努め、海上保安部の消火活動に協力する。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により市民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第10節「避難誘導」＞の定めるところにより、避難措置を実施する。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、＜第1編一般災害対策編第3章第17節「交通確保対策」＞の定めるところにより実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、＜第1編一般災害対策編第3章第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞の定めるところにより実施する。

(9) 広域応援要請

流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

(10) ボランティア団体との連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施するボランティア団体等の受入れ等については、＜第1編一般災害対策編第3章第28節「ボランティア活動の支援」＞の定めるところにより実施する。

第2章 鉄道災害対策計画

第2章 鉄道災害対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 災害応急対策	1 情報配信の実施	全部局	5
	2 災害広報の実施		5
	3 応急活動体制の確立		6
	4 救助・救急活動		6
	5 医療救護活動		6
	6 行方不明者の捜索及び遺体の 収容等		6
	7 交通規制の実施		6
	8 自衛隊派遣要請		7
	9 広域応援要請		7

第1節 災害応急対策

鉄道事故被災者が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関相互との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

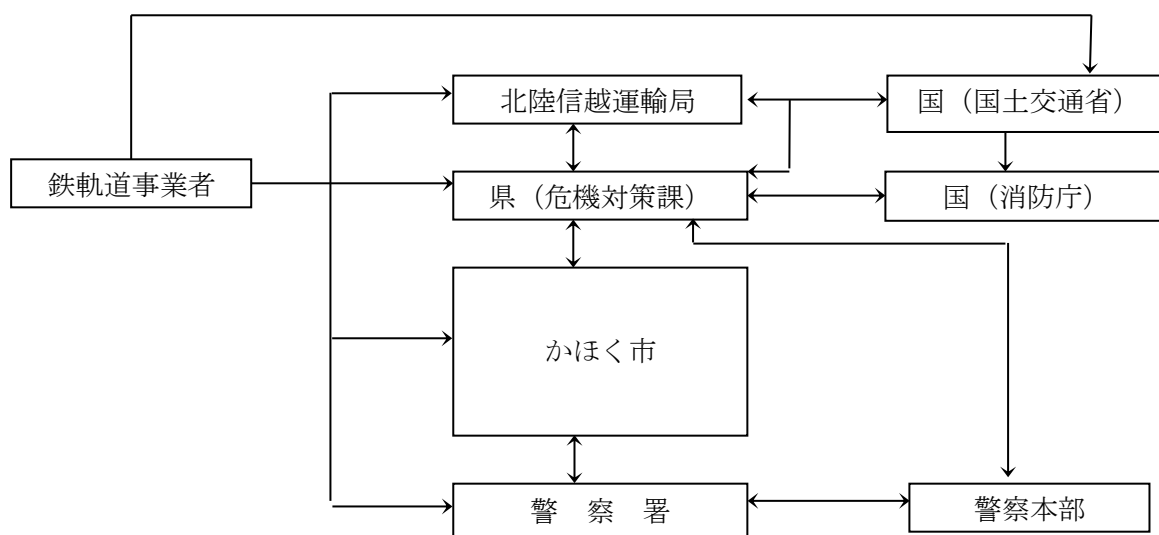
1 情報配信の実施

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(1) 実施事項

市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に県、警察、北陸信越運輸局など関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、＜第1編一般災害対策編第3章第7節「災害広報」＞の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
 - イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 市の応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項
- (2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地合同対策本部等を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」＞の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第12節「災害医療及び救急医療」＞の定めるところにより実施する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」＞の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、＜第1編一般災害対策編第3章第17節「交通確保対策」＞の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞の定めるところにより、自衛隊派遣を知事に要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第3章 道路災害対策計画

第3章 道路災害対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 災害応急対策	1 情報通信の実施	全部局	9
	2 災害広報の実施		9
	3 応急活動体制の確立		10
	4 救助・救急活動		10
	5 医療救護活動		10
	6 行方不明者の搜索及び遺体の 収容等		10
	7 交通規制の実施		10
	8 危険物流出対策		10
	9 自衛隊派遣要請		11
	10 広域応援要請		11

第1節 災害応急対策

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策を実施する。

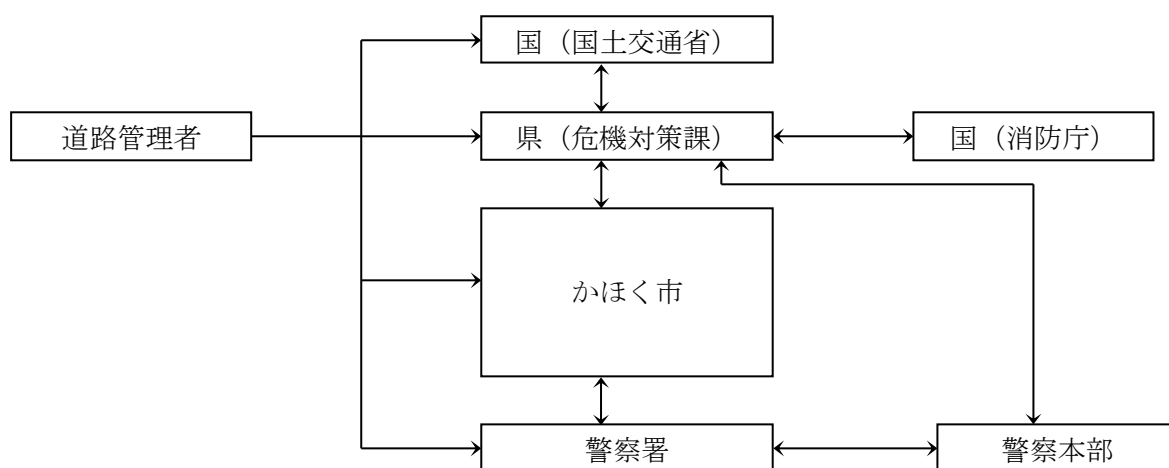
1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

市は、災害発生時に直ちに災害情報の収集を行うとともに、把握した情報については迅速に県、警察、道路管理者など関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、＜第1編一般災害対策編第3章第7節「災害広報」＞の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めにより応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」＞の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第12節「災害医療及び救急医療」＞の定めるところにより実施する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」＞の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、＜第1編一般災害対策編第3章第17節「交通確保対策」＞の定めるところによる。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、＜本編第4章「危険物等災害対策計画」＞の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞の定めるところにより、自衛隊災害派遣を知事に要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第4章 危険物等災害対策計画

第4章 危険物等災害対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 災害予防対策	1 危険物施設等の把握	企画情報課、防災環	13
	2 情報通信手段の整備	境対策課、消防署	13
	3 災害広報体制の整備		13
第2節 災害応急対策	1 情報通信の実施	全部局	14
	2 災害広報の実施		15
	3 応急活動体制の確立		15
	4 避難措置		15
	5 救助・救急活動		15
	6 医療救護活動		16
	7 行方不明者の搜索及び遺体の 収容等		16
	8 交通規制の実施		16
	9 自衛隊派遣要請		16
	10 広域応援要請		16

第1節 災害予防対策

市は、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合の各種予防対策を実施する。

1 危険物施設等の把握

火災予防上の観点から、市は事業所の実態を把握し、消防法の規定に基づき消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、＜資料 10-10＞参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 市は、災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に県、警察など関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

市は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び市民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2節 災害応急対策

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、市は、必要に応じ災害対策本部を設置し、隣接する町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策を実施する。

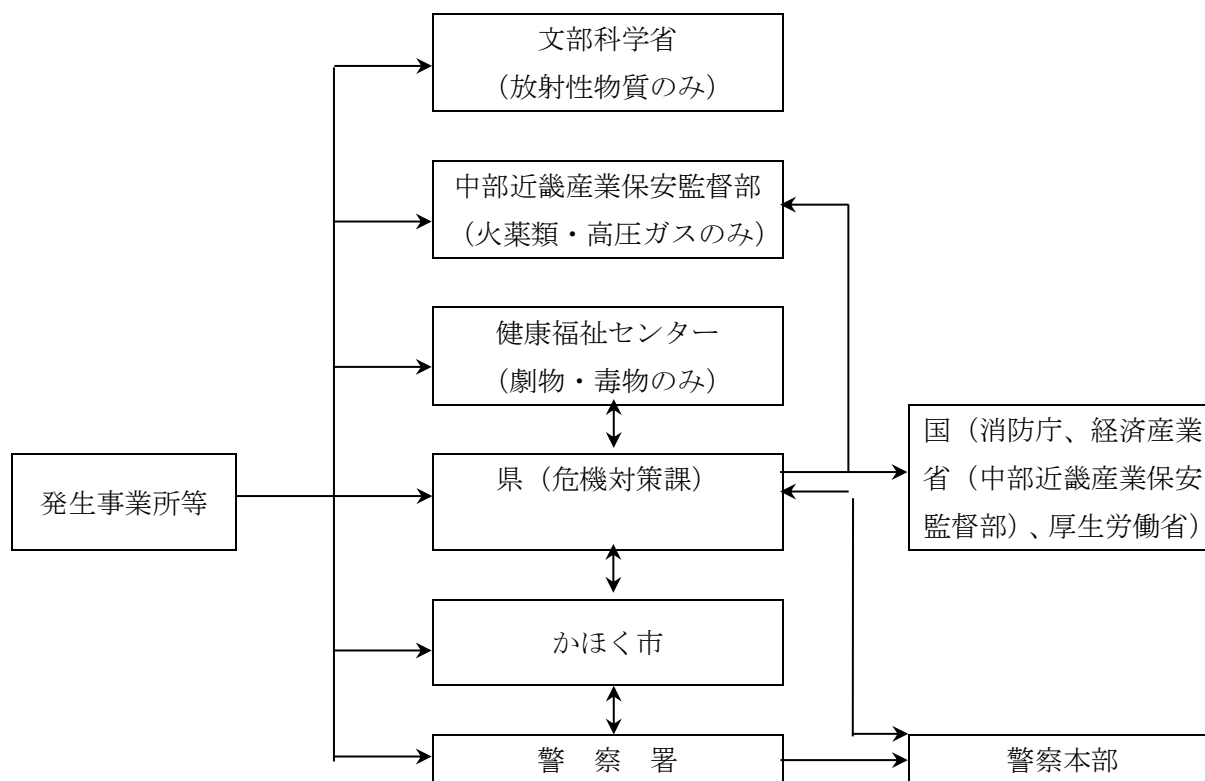
1 情報通信の実施

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に県、警察など関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、＜第1編一般災害対策編第3章第7節「災害広報」＞の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市は、報道機関を通じて、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 市の応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、市は＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めにより応急活動体制を確立する。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、＜第1編一般災害対策編第3章第10節「避難誘導」＞の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」＞の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第12節「災害医療及び救急医療」＞の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

＜第1編一般災害対策編第3章第14節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」＞の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、＜第1編一般災害対策編第3章第17節「交通確保対策」＞の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、市は＜第1編一般災害対策編第3章第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞の定めるところにより、自衛隊災害派遣を知事に要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第5章 林野火災対策計画

第5章 林野火災対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 災害予防対策	1 啓発・広報活動	全部局	17
	2 消火資機材等の整備		17
	3 林野火災消防計画の策定		17
	4 気象情報対策		18
第2節 災害応急対策	1 情報通信の実施	全部局	19
	2 災害広報の実施		19
	3 応急活動体制の確立		20
	4 避難措置		20
	5 交通規制の実施		20
	6 自衛隊派遣要請		20
	7 広域応援要請		20

第1節 災害予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、市は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 啓発・広報活動

(1) 一般対策

市は、ハイキング、山菜採り等を行う者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて広報を行う。

(2) 火入れ対策

市は、火入れを行おうとするものに対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

ア 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。

エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

2 消火資機材等の整備

消防本部および消防団は林野火災消火資機材等について、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

3 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定にあたっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

ア 特別警戒区域

イ 特別警戒時期

ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

ア 消防分担区域

イ 出動計画

ウ 防ぎょ鎮圧要領

- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の实地計画
- (5) 啓発運動の推進計画

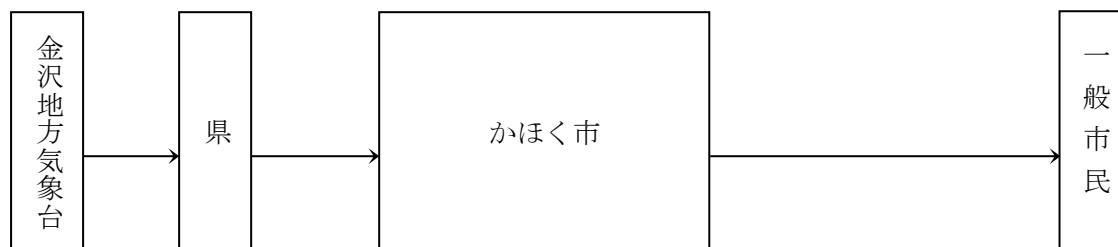
4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、市は、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、＜第1編一般災害対策編第3章第3節「気象予報及び警報等の伝達」＞のとおりである。

(2) 伝達系統



市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めるときは、火災警報又は火災注意報を発令し、広報車等により市民に周知徹底を図る。

第2節 災害応急対策

市は、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により市民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時において、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援要請を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

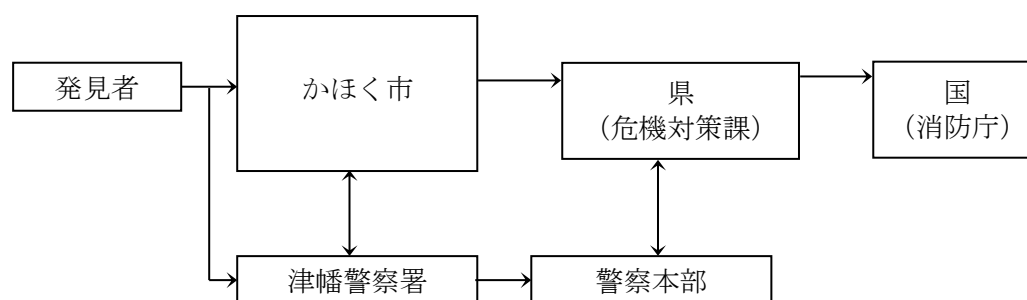
1 情報通信の実施

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

市は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に県、警察など関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、＜第1編一般災害対策編第3章第7節「災害広報」＞の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、市は<第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」>の定めにより応急活動体制を確立する。

4 避難措置

人命の安全を確保するため、<第1編一般災害対策編第3章第10節「避難誘導」>の定めるところにより、避難措置を実施する。

5 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、<第1編一般災害対策編第3章第17節「交通確保対策」>の定めるところにより、警察等関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

6 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、市は<第1編一般災害対策編第3章第9節「自衛隊の災害派遣要請」>の定めるところにより、自衛隊災害派遣を知事に要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は<第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」>の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

